

# 令和6年度高温対策支援事業の二次募集について

近年、夏季の高温により農産物等の生育不良により収量の減少や品質低下等が発生する中、今後の猛暑に備え、直ちに効果が期待できる高温対策機器・資材等の導入を支援します。

## 1 事業内容

### ■対象品目

豆類、野菜、花き、果樹等

### ■補助対象及び補助率等

補助対象	補助率等	補助額
<b>①機器類</b> 【ハウス】 <ul style="list-style-type: none"><li>細霧冷房</li><li>パッドアンドファン</li><li>屋根散水</li><li>チラー（冷却水循環装置）</li><li>灌水装置（自動灌水装置、灌水用ポンプ等）</li></ul> 【露地】 <ul style="list-style-type: none"><li>スプリンクラー</li><li>灌水装置（自動灌水装置、灌水用ポンプ等）</li></ul>	事業費（税抜）×1/2＝①' 【事業費25万円（税抜）以上対象】	①'+②'+③'+④' 【上限100万円】 ※3戸以上の販売農家で構成する団体に所属する販売農家は上限60万円
<b>②資材類</b> 【ハウス】 【露地】 <ul style="list-style-type: none"><li>灌水資材（灌水チューブ等）</li><li>遮光・遮熱資材 （ハウス用ネット、フィルム、塗布剤等）</li></ul>	事業費（税抜）×1/2＝②' 【事業費10万円（税抜）以上対象】	
<b>③循環扇・換気扇、園地遮光対策施設</b> 【ハウス】 <ul style="list-style-type: none"><li>循環扇、換気扇、空動扇</li></ul> 【露地】 <ul style="list-style-type: none"><li>園地遮光対策施設 （人が下に入って作業できる規模のもの）</li></ul>	事業費（税抜）×1/2＝③'	
<b>④水源の整備</b> 【ハウス】 【露地】 <ul style="list-style-type: none"><li>水源の整備 （井戸掘削、汲み上げ用ポンプの設置、貯水用タンク（1,000L以上）の設置）</li></ul>	事業費（税抜）×1/2＝④' 【補助額上限20万円（税抜）】	

※運搬費及び設置費も事業対象に含まます

### ■事業実施主体

- (1) 農業経営体：認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人 【補助上限額100万円】
- (2) 3戸以上の販売農家<sup>※1</sup>で構成する団体<sup>※2</sup>に所属する販売農家 【補助上限額 60万円】

※1：経営面積30a以上、または農産物販売額50万円／年以上の農家

※2：補助対象機器等を導入する品目の生産又は販売を目的としている団体

## ■補助要件

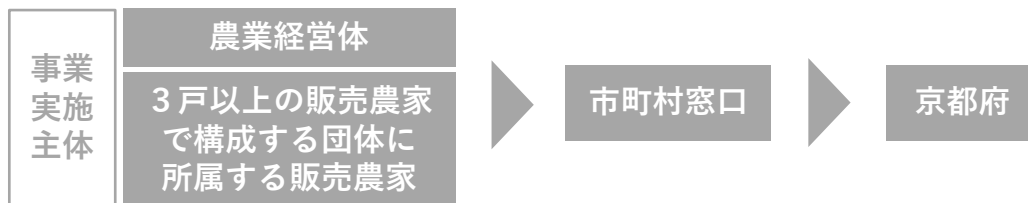
- (1) セーフティネット制度への加入  
対象品目又は補助対象機器等を導入するハウスを対象とした①～③のいずれかについて加入済み又は①への加入を検討すること。
  - ① 農業保険制度（収入保険、畑作物共済、果樹共済又は園芸施設共済）
  - ② 農産物価格安定対策事業
  - ③ 民間事業者が提供する保険
- (2) 他の事業と重複申請とならないこと
- (3) 令和7年2月末日までに完了する取組であること

## ■留意事項

申請多数により予算の上限に達した場合は、「令和5年度省エネ機器転換支援事業」及び「令和5年度農林水産業経営強化緊急支援事業」未採択者を優先的に採択し、なお予算の上限を上回る場合は、補助率を下げたて交付します。

## 2 申請の流れ

- ① 事業実施主体において申請書を作成（別記第1号様式、事業計画書）
- ② 在住の市町村窓口へ提出（2以上の市町村の区域に渡る取組の場合は直接、府へ）
- ③ 市町村で申請をとりまとめ、各広域振興局又は農産課へ申請



## 3 申請締切

令和6年7月19日（金）※必着

申請手続きに関する 問い合わせ先	北部農業振興センター	075-366-2010
	南部農業振興センター	075-585-3202
	南部農業振興センター洛西分室	075-323-7321
	京北・左京山間部農林業振興センター	075-852-1817
制度に関する 問い合わせ先	京都府農林水産部農産課	075-414-4953